

※ 本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、県が作成する。

養老渓谷温泉郷における域内モビリティ実証事業業務委託仕様書

1 業務名

養老渓谷温泉郷における域内モビリティ実証事業

2 委託期間

委託契約期間：契約締結日から令和8年7月31日（金）まで

実証事業期間：令和8年3月28日（土）から令和8年5月31日（日）まで

※ ただし、実証事業期間は県と受託事業者が協議の上決定する。

3 業務の目的・概要

養老渓谷温泉郷において、電動アシスト自転車の運用実証実験を実施することとし、地域での自走化を目的として継続性等の効果検証を行い、本格的な導入及び運用に繋げることを目指すとともに、当該エリアの課題である観光客による観光スポット間での回遊性の向上や地域の活性化を目指す。

4 委託業務の内容

（1）電動アシスト自転車の調達

本実証事業を実施するために必要となる物品（車両、車両運搬具、備品、工具、器具等をいう）はすべて受注者が調達・整備・管理すること。

なお、電動アシスト自転車の導入に必要な経費、備品等については本委託料に含めるものとし、電動アシスト自転車は実証事業期間のみのリースによる導入を想定している。

ア 自転車の仕様

- ・地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
※デザインは別途、協議により決定すること。
- ・自転車の台数は10台とする。
- ・車種は電動アシスト自転車とすること。
- ・ヘルメットは自転車の台数と同数を準備すること。
- ・制御装置（ブレーキ）やベル等を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとすること。
- ・長距離の使用を想定し、十分な容量の電池を装着すること。
- ・自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載し、また防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- ・自転車には、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。

イ サイクルポートの仕様

- ・地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
※デザインは別途、協議により決定すること。
- ・無人で貸出・返却が可能な仕様とすること。
- ・設置及び撤去が容易なものとすること。
- ・サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の

施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。

- ・サイクルポートには、利用者の荷物を預けられるよう鍵付きのロッカーの設置を検討すること。

(2) 域内モビリティ事業の運営

ア サイクルポート、自転車の設置

(ア) 設置場所について

サイクルポートは養老渓谷温泉郷のエリア内に1か所の拠点を設置すること。

現在想定している拠点の候補地は下表のとおり。

＜想定設置場所＞

施設名称	場所	備考
養老渓谷駅前観光案内所	市原市朝生原 175-1	案内所の敷地内に設置

※最終的な設置場所は県と協議の上決定する。

(イ) サイクルポート・自転車の設置について

- ・サイクルポートの設置にあたって、安全性・耐久性に配慮した設計・施工とし、施工方法は事前に発注者に協議すること。
- ・サイクルポートは違法駐輪が発生しないよう万全を期すること。

(ウ) その他

- ・自転車及びサイクルポートには受注者の連絡先を表示すること。
- ・サイクルポート・自転車の設置にあたり、電源が必要となる場合は受注者にて確保すること。
- ・サイクルポート若しくはその付近で希望する利用者がいつでも自由に利用できる乗車用ヘルメットを準備し、拠点に設置すること。
- ・自転車及びサイクルポートは、安全に運用するため、定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・サイクルポートを設置するための土地の利用に経費を要する場合は、委託料に含むものとする。

イ 利用方法等

- ・IoTを活用し、観光客等がスマートフォンやインターネットから容易に利用登録ができる、即日で利用が可能なシステムとすること。
- ・IoTを活用し、利用者が各サイクルポートと自身の位置情報を把握できるシステムとすること。
- ・料金の収受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー(交通ICカードを含む)、キャリア決済のうち1つ以上が利用できるようにすること。
- ・利用方法等は、利用者にとってわかりやすいものとし、ポートでの説明など工夫をこらすこと。

ウ 運営管理

(ア) 運営体制の構築について

- ・統括責任者を選任し、事故・トラブルが生じた場合は、速やかに対応すること。

また、県へ報告すること。

- ・利用者がモビリティの利用中に事故や故障等が発生した場合は、速やかに現場対応ができるよう体制を構築すること。

※現場対応の体制及び対応方法（即時職員が現場に急行し、対応を行う等）については企画提案書において提案すること。

なお、最終的な現場対応の体制及び対応方法については、県と協議の上決定する。

- ・利用者からの問い合わせ・苦情等に対応するためのコールセンターを設置すること。

(イ) 利用時間

実証実験期間において、毎日 7 時から 19 時以降（期間中は無休）を基本とし、終了時間は上り方面（五井駅方面）の最終電車に合わせて設定すること。

なお、最終的な利用時間については、県と受託事業者が協議の上決定する。

(ウ) 利用料金

- ・多くの人に利用いただけるよう適切な料金設定にすること。

※利用料金については企画提案において提案すること。

なお、最終的な利用料金については、県と協議の上決定する。

- ・利用料収入は本業務費用に充てることとし、企画提案の中でも事業財源として事業費を算出すること。

(エ) 自転車やサイクルポートの維持管理等

- ・自転車及びサイクルポートのメンテナンスを適宜、適切に行うこと。（充電、清掃、傷確認、空気圧等のメンテナンス）

- ・実証事業開始前及び終了後は、自転車及びサイクルポートの設置及び撤去、運搬すること。

- ・維持管理に必要な消耗品等を準備すること。また、自転車やサイクルポートなどの備品の破損や損傷があった場合は、修繕対応すること。なお、消耗品や修繕に係る費用は本委託料に含めるものとする。

(オ) 放置自転車の対応について

- ・サイクルポートに本業務と関係のない自転車が停められないよう工夫するとともに、停められていた場合は早急に適切な対応を行うこと。

- ・本業務で使用している自転車がサイクルポート以外に放置された場合は、早急に回収すること。

(カ) その他

- ・資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の業務実施に伴うリスクについては、すべて受注者の負担とすること。

- ・利用者のけがや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。

また、管理上の事故、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。

- ・道路交通法の一部改正に伴うヘルメットの着用努力義務に関して、利用者に周知すること。

(3) 利用促進のためのプロモーションの実施

導入したモビリティの利用促進に向け、チラシ等によるプロモーションを実施すること。

ア チラシの作成

(ア) 作成方針

- ・具体的な内容や構成は、県と協議のうえ、受託者がデザインを行う。
- ・デザインは、取組の内容が分かりやすく、インパクトのあるものとする。
- ・デザイン等は、県と協議したうえで決定する。
- ・使用する写真等は、原則として受託者が収集すること。
- ・写真の収集に必要な交渉、各種手続、申請等は、原則として受託者が行うこと。
- ・写真の収集等に経費を要する場合は、委託料に含むものとする。

(イ) 印刷物の規格

(i) 版型

A4 判 片面

(ii) 枚数

1,000 枚

(iii) 紙質

コート紙系 110 kg以上

(iv) 色数

カラー4色

(V) 校正

2回以上

(vi) その他

デザイン用素材の入手、デザイン、レイアウト、データ加工等を含む。

(ウ) 納品

(i) 期限

原則、令和8年3月下旬を予定(詳細な日程は、県が別途指示)

(ii) その他

- ・電子データ (PDF形式・イラストレーター形式・JPG形式等) は、県へ納品することとし、納品期限は、協議のうえ決定する。
- ・当該電子データについては、県等が作成する刊行物や他のウェブサイト等への流用使用を認めるものとする。

※チラシのデザインについては、企画提案書において提案すること。

なお、最終的な現場対応の体制及び対応方法については、県と協議の上決定する。

イ ポスターの作成

(ア) 作成方針

- ・具体的な内容や構成は、県と協議のうえ、受託者がデザインを行う。
- ・デザインは、取組の内容が分かりやすく、インパクトのあるものとする。
- ・デザイン等は、県と協議したうえで決定する。
- ・使用する写真等は、原則として受託者が収集すること。
- ・写真の収集に必要な交渉、各種手続、申請等は、原則として受託者が行うこと。
- ・写真の収集等に経費を要する場合は、委託料に含むものとする。

(イ) 印刷物の規格

(i) 版型

B1 判 片面

- (ii) 枚数
20枚
- (iii) 紙質
コート紙系 110 kg以上
- (iv) 色数
カラー4色
- (V) 校正
2回以上
- (vi) その他
デザイン用素材の入手、デザイン、レイアウト、データ加工等を含む。

(ウ) 納品

- (i) 期限
原則、令和8年3月下旬を予定(詳細な日程は、県が別途指示)
- (ii) その他
 - ・電子データ (PDF形式・イラストレーター形式・JPG形式等) は、県へ納品することとし、納品期限は、協議のうえ決定する。
 - ・当該電子データについては、県等が作成する刊行物や他のウェブサイト等への流用使用を認めるものとする。

※ポスターのデザインについては、企画提案書において提案すること。

なお、最終的な現場対応の体制及び対応方法については、県と協議の上決定する。

ウ のぼりの作成

(ア) 作成方針

- ・具体的な内容や構成は、県と協議のうえ、受託者がデザインを行う。
- ・デザインは、取組の内容が分かりやすく、インパクトのあるものとする。
- ・デザイン等は、県と協議したうえで決定する。
- ・使用する写真等は、原則として受託者が収集すること。
- ・写真の収集に必要な交渉、各種手続、申請等は、原則として受託者が行うこと。
- ・写真の収集等に経費を要する場合は、委託料に含むものとする。

(イ) 印刷物の規格

- (i) 版型
高さ 1800mm×幅 600 片面
- (ii) 枚数
3枚
- (iii) 材質
ポンジ
- (iv) 色数
カラー4色
- (V) 校正
2回以上
- (vi) その他

デザイン用素材の入手、デザイン、レイアウト、データ加工等を含む。

(ウ) 納品

(i) 期限

原則、令和8年3月下旬を予定(詳細な日程は、県が別途指示)

(ii) その他

- ・のぼり用のポール台も3台調達すること。
- ・電子データ (PDF形式・イラストレーター形式・JPG形式等) は、県へ納品することとし、納品期限は、協議のうえ決定する。
- ・当該電子データについては、県等が作成する刊行物や他のウェブサイト等への流用使用を認めるものとする。

※のぼりのデザインについては、企画提案書において提案すること。

なお、最終的な現場対応の体制及び対応方法については、県と協議の上決定する。

(4) 事業化可能性調査・報告及び利用者属性分析

ア 事業化可能性調査・報告

事業終了後の地域事業者等による事業化を想定し、本事業の結果を踏まえた収入予測や事業経費の算出、想定される業務、事業運営に必要な人員等を整理した資料を作成すること。

※企画提案書において、設定した利用料金を踏まえて現状考えられる需要予測を行った上で事業化の可能性について記載すること。

イ 利用者の属性分析

- ・利用者の特性を把握するためのアンケート等を実施すること。
- ・利用者の性別、年齢ごとに、立ち寄りが多いスポットなどを分析し、レポートを作成すること。

※利用者の属性分析のためのデータ収集などの手法については、企画提案書において提案すること。

なお、最終的な利用者属性分析の手法については県と協議の上決定する。

5 実績報告

① 事業実施報告書の作成

本業務における成果品は次のとおりとする。なお、納品時期等の詳細については、県との協議により決定する。

事業実施報告書 (原則A4判、両面カラー刷り) 5部

また、成果品については、電子データ (PDF) で併せて提出すること。

② 月次報告書の作成

- ・モビリティの利用者数、利用者の属性、一人当たりの平均利用時間、及び売上の報告を行うこと。
- ・利用者のアンケートや行動履歴を集計し分析した上で報告を行うこと。

- ・当月分については、翌月 20 日までに報告すること。

6 経費

本業務の実施に要するすべての経費は、委託料に含むものとする。
7, 000, 000 円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

7 留意事項

- (1) 本業務の趣旨を踏まえ、養老渓谷周辺地域の活性化に資する姿勢で業務に臨むこと。
- (2) 受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、事業を実施するにあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (4) 本業務における作製物の取扱いは次のとおりとする。なお、作製にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
 - ア 本業務の履行における作製物の所有権は全て県に帰属するものとする。
 - イ 作製物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。
- (5) 原則として、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (6) 受託者は、本事業を実施するにあたり、対人、対物事故についての補償を行う保険に加入するほか、速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようにすること。
- (7) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (8) 事業の実施に当たっては、法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (9) 天災等、県・受託者双方の責に帰することができない事由によって委託業務を完了することができなくなったときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は、検査の上、当該検査に合格した部分の業務を完了したものとする。
- (10) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。